

平成 28 年 6 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 28 年 6 月第 2 回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 55 号	専決処分の承認を求めるについて（平成 27 年度人吉市一般会計補正予算（第 9 号））
議第 56 号	専決処分の承認を求めるについて（平成 27 年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 6 号））
議第 57 号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
議第 58 号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第 59 号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第 60 号	専決処分の承認を求めるについて（平成 28 年度人吉市一般会計補正予算（第 1 号））
議第 61 号	専決処分の承認を求めるについて（平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）
議第 62 号	平成 28 年度 人吉市一般会計補正予算（第 2 号）
議第 63 号	平成 28 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 64 号	平成 28 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 65 号	平成 28 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 66 号	平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 67 号	人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 68 号	人吉市水道事業運営審議会条例の制定について
議第 69 号	市道路線の廃止について

- 議第 70 号 市道路線の認定について
- 諮第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 報第 1 号 平成 27 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 2 号 平成 27 年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 報第 3 号 平成 27 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 4 号 くま川下り株式会社の経営状況について（第 54 期決算報告書）

議第 55 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 2 号 平成 27 年度 人吉市一般会計補正予算（第 9 号）  
(平成 28 年 3 月 28 日専決)

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

人吉市長 松岡 隼人

1 平成 27 年度 人吉市一般会計補正予算（第 9 号）

議第 56 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 平成 27 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）  
(平成 28 年 3 月 28 日専決)

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

人吉市長 松岡 隼人

1 平成 27 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）

議第 57 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 4 号 人吉市税条例等の一部を改正する条例

（平成 28 年 4 月 1 日専決）

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月1日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例等の一部を改正する条例

## 人吉市条例第23号

### 人吉市税条例等の一部を改正する条例

#### (人吉市税条例の一部改正)

第1条 人吉市税条例（昭和29年入吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増

額更正」という。) をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間か

ら控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」「がある場合には、」「によるものとする。なお」「とし」「ときは」「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに

限る。) によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日) の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の課税免除）

第 80 条の 2 軽自動車等のうち次に掲げるものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しないもの

第 81 条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第 80 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において

「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又

は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。  
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600

円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33条の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。附則第10条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条

第2項第7号」に改め、同条に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)

第15条の5 市は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として熊本県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3

輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「人吉市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円

	10, 800円	7, 200円
第82条第2号ア(ウ)b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
附則第16条第1項	第82条	人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年人吉市条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3, 900円	3, 100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3, 800円	3, 000円

5, 000円	4, 000円
---------	---------

第3条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成27年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、人吉市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中人吉市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定

並びに第3条中人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成27年  
人吉市条例第18号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」  
を「、人吉市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に  
改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の  
申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」  
を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定  
平成29年1月1日

- (2) 第1条中人吉市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条  
の改正規定（「」）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条  
の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を  
「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及  
び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告  
書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の  
4及び第80条の改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次  
に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及  
び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条  
の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並  
びに第2条の規定並びに第3条中人吉市税条例等の一部を改正する  
条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第9  
8条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」  
に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定  
平成29年4月1日

- (3) 第1条中人吉市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規  
定 平成30年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」と  
いう。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の  
日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市  
民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市  
民税について適用する。
- 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日  
以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連  
結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業  
年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の  
市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に

掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第 58 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 5 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

（平成 28 年 4 月 1 日専決）

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 1 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 人吉市条例第24号

### 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項までの規定中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第9項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 59 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 6 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（平成 28 年 4 月 1 日専決）

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月1日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 人吉市条例第25号

### 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第24条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例第2条及び第24条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第60号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第7号 平成28年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）  
(平成28年4月28日専決)

平成28年6月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月28日

人吉市長 松岡 隼人

1 平成28年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）

議第 6 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 8 号 平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例  
(平成 28 年 4 月 30 日専決)

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月30日

人吉市長 松岡 隼人

1 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例

## 人吉市条例第26号

### 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、平成28年熊本地震による人吉市庁舎の一時移転に伴う人吉市の定める条例の特例を定めるものとする。

#### (市役所掲示場の特例)

第2条 人吉市公告式条例（昭和25年人吉市条例第37号）第2条第2項に規定する掲示場については、当分の間、次の表に掲げる掲示場を同項に規定する掲示場とする。

市役所仮本庁舎（人吉市カルチャーパレス）掲示場	人吉市下城本町1578番地1
市役所第1別館掲示場	人吉市西間下町118番地1
水道局掲示場	人吉市中神町字城本1345番地1

#### (人吉市カルチャーパレスの使用料の特例)

第3条 人吉市カルチャーパレス条例（昭和59年人吉市条例第23号）別表第1コミュニティ棟の部（プラネタリウム室の項を除く。）及び同表屋外集会場の項の規定は、当分の間、適用しない。

#### (人吉市体育施設の使用料の特例)

第4条 人吉市体育施設条例（平成8年人吉市条例第17号）別表の規定の適用については、当分の間、同表中「第1又は第2武道場」とあるのは、「第1武道場」とする。

#### (人吉市中央公民館の位置の特例)

第5条 人吉市公民館条例（昭和60年人吉市条例第8号）別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「人吉市西間下町118番地1」とあるのは、「人吉市下城本町1578番地1」とする。

#### (人吉市立教育研究所の位置の特例)

第6条 人吉市立教育研究所設置条例（昭和32年人吉市条例第14号）第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「人吉市西間下町118番地1」とあるのは、「人吉市下城本町1578番地1」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議第 66 号 平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 67 号 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 68 号 人吉市水道事業運営審議会条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

## 議第 66 号

平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例（平成 28 年人吉市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（人吉市勤労青少年ホームの位置の特例）

第 7 条 人吉市勤労青少年ホーム条例（昭和 49 年人吉市条例第 25 号）

第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「人吉市西間下町 7 番地 1」とあるのは、「人吉市西間上町字今宮 2646 番地 1」とする。

（人吉市保健センターの位置の特例）

第 8 条 人吉市保健センター条例（昭和 54 年人吉市条例第 23 号）第

2 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「人吉市西間下町字永溝 7 番地の 1」とあるのは、「人吉市西間上町字今宮 2646 番地 1」とする。

### 附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市の公共施設を一時移転することに伴い、条例で規定している公共施設の位置の特例を定めるため、条例の一部を改正するものである。

議第67号

人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(人吉城歴史館条例の一部改正)

第1条 人吉城歴史館条例（平成17年人吉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「中学校及び高等学校」を「中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校」に改める。

(人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第2条 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 人吉市水道事業運営審議会条例

### (設置)

第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、人吉市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 水道料金に関すること。

(2) その他水道事業の運営に関し、市長が必要と認める事項

### (組織等)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 上水道利用者代表

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局上水道課において処理する。

### (補則)

第8条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1景観計画策定審議会の部の次に次のように加える。

水道事業運営審議会	会長	日 6, 000円
	委員	日 5, 500円

##### (提案理由)

水道事業の円滑な運営を図るため、市長の諮問機関として人吉市水道事業運営審議会を設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。

議第 69 号

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
七地地内第 8 号線	人吉市七地町字花立 901 番 3 地先	人吉市七地町字藤平 993 番地先	

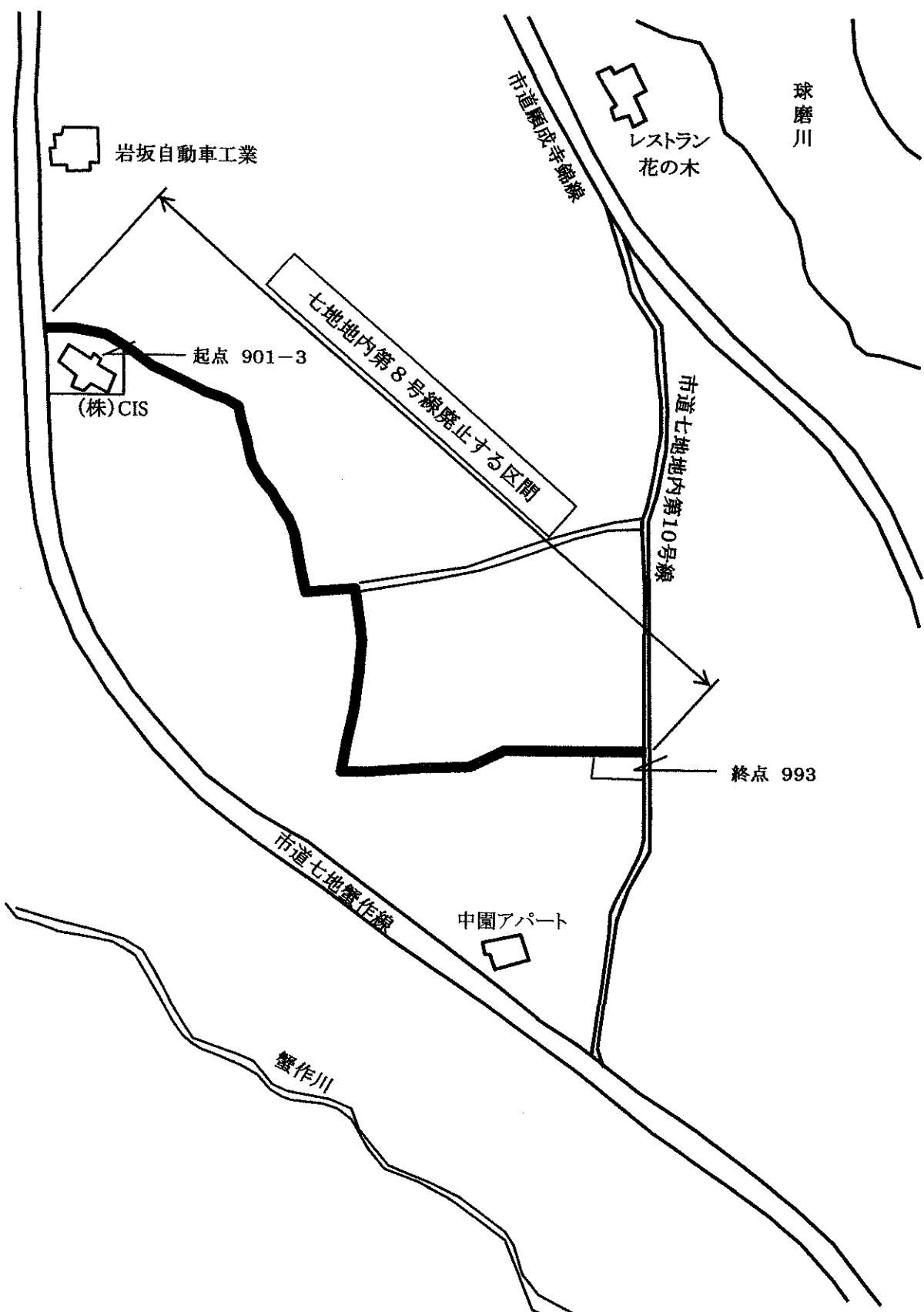
平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を廃止しようとするときは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要である。

# 【七地地内第8号線廃止】



議第70号

市道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
七地地内第8号線	人吉市七地町字花立903番地先	人吉市七地町字花立983番地先	
七地地内第15号線	人吉市七地町字花立974番1地先	人吉市七地町字花立975番1地先	

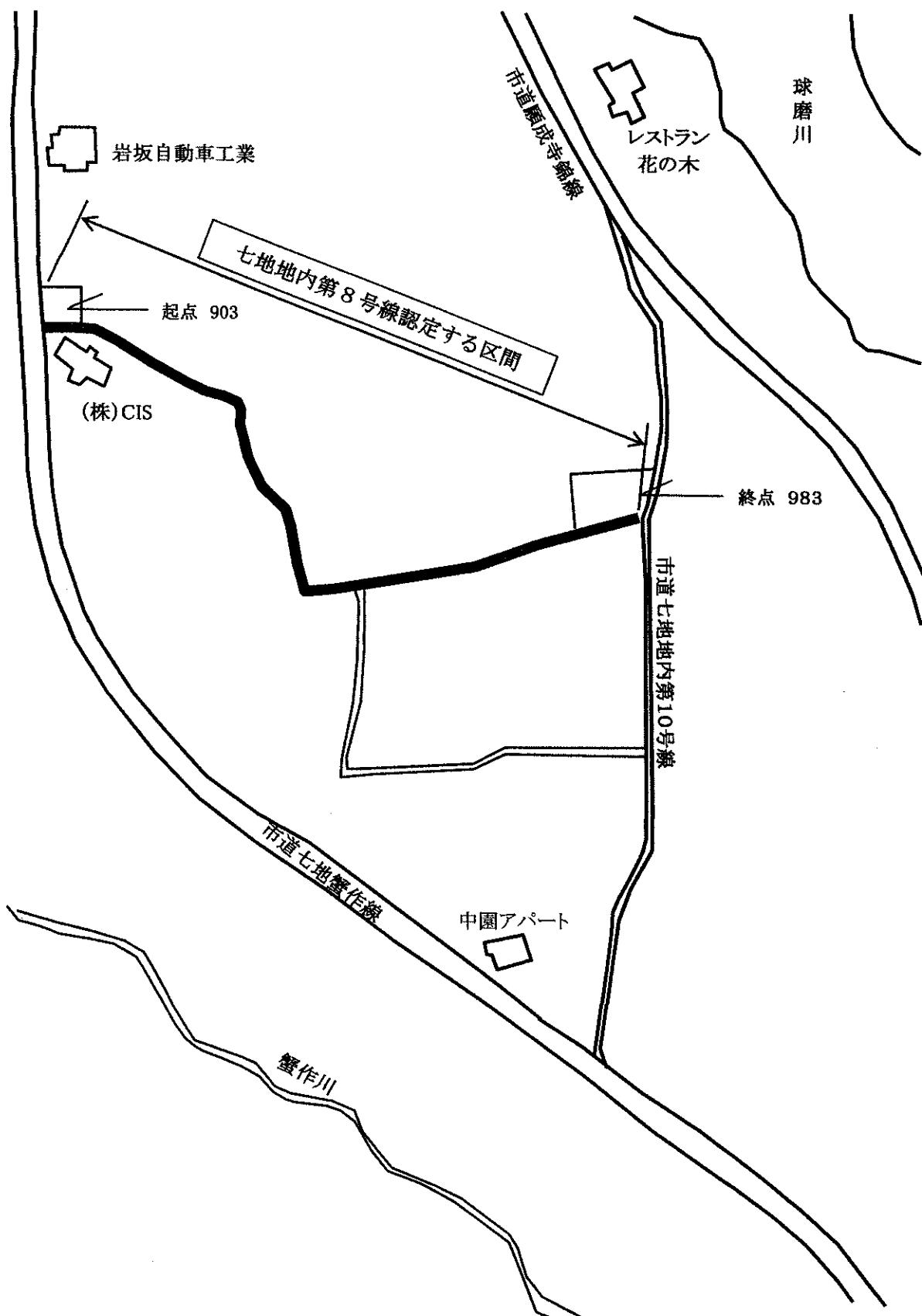
平成28年6月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

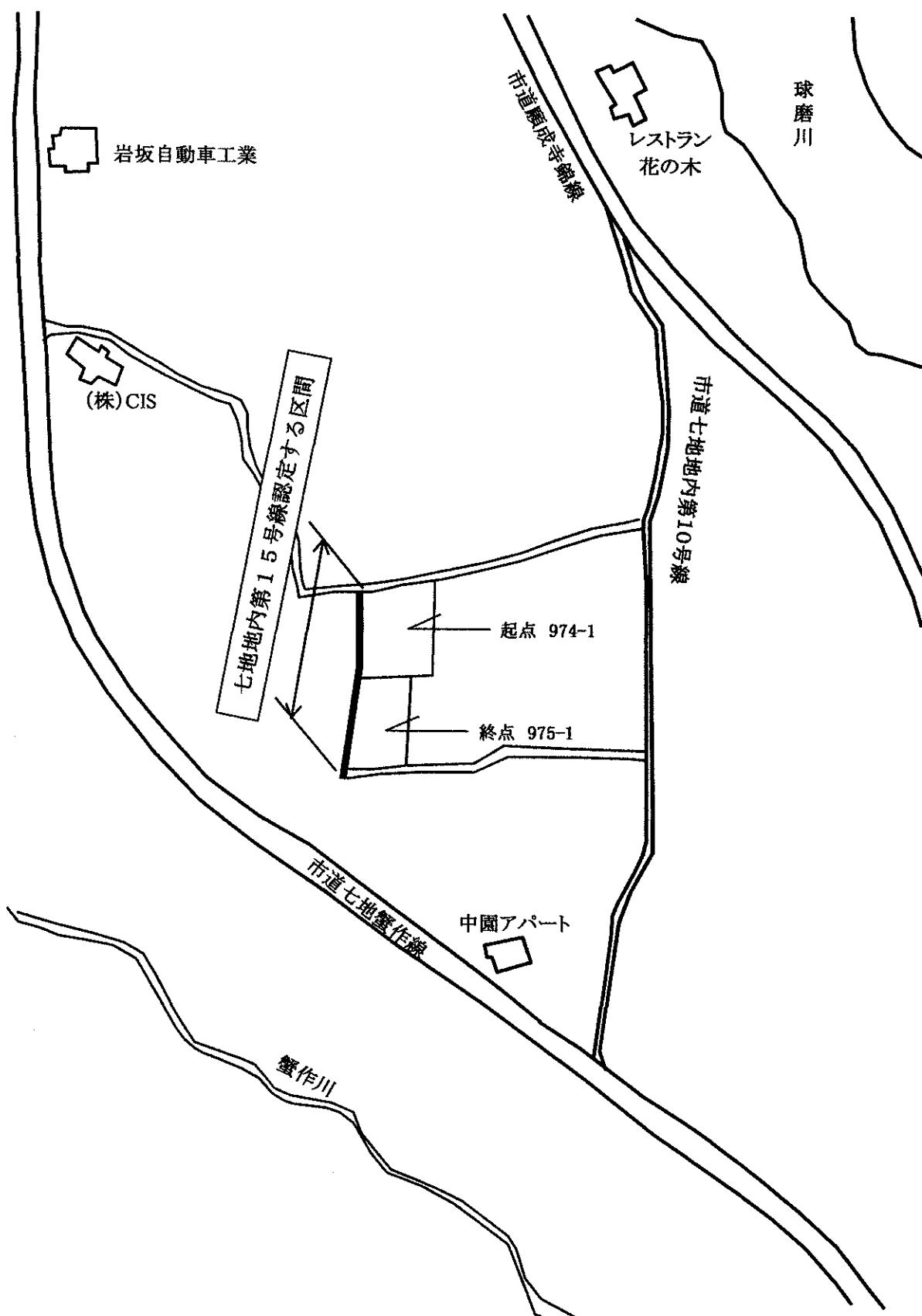
（提案理由）

道路を認定しようとするときは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

## 【七地地内第8号線認定】



## 【七地地内第15号線認定】



諮第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

谷川 悅夫

平成28年6月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

報第 1 号

平成 27 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 27 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

## 平成27年度 人吉市一般会計 緑越明許費緑越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入		特定財源		一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	地方創生加速化交付金事業	円 10,610,000	円 10,610,000	円	円 10,610,000	円	円	円	円
		10 情報管理費	地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業	21,918,000	21,918,000		7,700,000				14,218,000
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	17,850,000	8,119,000		8,119,000				
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	年金生活者等支援臨時福祉給付金(事務費)	14,500,000	12,507,000	12,507,000					
			年金生活者等支援臨時福祉給付金(事業費)	195,000,000	195,000,000	195,000,000					
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	子ども・子育て支援事業	897,000	897,000		448,000				449,000
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	健康管理システム管理費	827,000	827,000	417,000					410,000
6 農林水産業費	2 林業費	2 林業振興費	地方創生加速化交付金事業	48,300,000	48,300,000		48,300,000				
7 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	地方創生加速化交付金事業	1,090,000	1,090,000		1,090,000				
		3 観光費	地方創生加速化交付金事業	476,000	476,000		476,000				
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業	6,440,000	6,440,000		3,220,000	1,610,000			1,610,000
			建築物耐震改修促進計画策定事業	6,379,000	4,779,000		1,889,000				2,890,000
	2 道路橋梁費	2 道路維持費	社会资本整備総合交付金事業舗装維持管理計画策定事業	11,368,000	11,368,000		6,221,000				5,147,000
			社会资本整備総合交付金事業人吉矢岳線	9,227,000	9,227,000		5,236,000		3,100,000		891,000

## 平成27年度 人吉市一般会計 緑明許費緑越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 緑越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入		特定財源		一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10 教育費	3 道路新設改良費	人吉球磨広域行政組合受託事業赤池古屋敷第2号線	円 12,884,000	円 10,898,000	円 10,898,000						
		社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線(瓦屋町工区)	7,010,000	2,921,000			1,146,000			700,000	1,075,000
		人吉・球磨スマートIC整備事業	28,337,000	18,135,000	54,000	9,681,000				6,400,000	2,000,000
	5 橋梁新設改良費	大規模修繕・更新事業 暗橋	24,940,000	24,940,000		14,964,000				8,900,000	1,076,000
	3 住宅費	2 住宅建設費	社会資本整備総合交付金蟹作団地外壁等改修事業	40,235,000	40,235,000		15,000,000			25,200,000	35,000
	4 都市計画費	4 街路事業費	社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線	43,500,000	41,358,000		23,919,000			14,400,000	3,039,000
11 災害復旧費	2 小学校費	3 学校建設費	小学校屋外トイレ建設事業	3,153,000	3,153,000						3,153,000
			小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	14,500,000	14,500,000		4,682,000			9,700,000	118,000
	3 中学校費	3 学校建設費	中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	10,300,000	10,300,000		3,299,000			6,900,000	101,000
計				531,591,000	499,848,000	218,876,000	166,000,000	1,610,000	75,300,000	2,000,000	36,062,000

報第2号

平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書  
の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金		
1 資本的 支出	1 建設改 良費	九日町汚水中継 ポンプ場機械電 気設備改築更新 工事委託	円 50,000,000	円 39,200,000	円 10,800,000	円 5,400,000	円 4,800,000	円 600,000	円 0	入札の不調 に伴い、不 測の日数を 要し、年度 内完了が困 難であった ため。
		計	50,000,000	39,200,000	10,800,000	5,400,000	4,800,000	600,000	0	

報第 3 号

平成 27 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 27 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成 27 年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款 項	目	事業名	金額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳						
					既 收 入 特定財源	未 收 入 国庫支出金	特 定 財 源 県支出金	財 源 地 方 債	財 源 子 の 他	一 般 財 源	
1 工業用地 造成事業 費	1 工業用地 造成事業 費	1 人吉中核 工業用地 造成事業 費	人吉中核工 業用地造 成事業	4,443,000	4,443,000						4,443,000
計				4,443,000	4,443,000						4,443,000